

## パーソナルアシスタント町田通信

### ○今月は決算月です。早めに書類の提出を！

パーソナルアシスタント町田の決算は8月末日となっています。今年度の研修の最終月が8月です。健康診断書の提出も同様です。従って、去年の9月から今年の8月までに、一度も研修を受講していない人、**健康診断書を提出していない人は、必ず受講及び受診をして書類を提出して下さい。必要書類の未提出者は賞与の対象から外します。**ご協力、よろしく申し上げます。

### ○指定一般相談支援事業者の認可を取得しました

パーソナルアシスタント町田では東京都の指定一般相談支援事業者としての認可を取得しました。サービスの種類は「地域移行支援」と「地域定着支援」です。事業所番号は「1333201323」です。

今年の4月からは東京都の指定相談し絵に行だけでなく町田市においても特定相談支援事業が開始されました。まだ町田市ではこの相談支援事業の民間事業者への認可を開始してはいませんが、近い将来始まるのは確実とされています。

特定相談支援事業は、ケアプランの作成など障がい当事者の方達と密接に関わりながらエンパワメント支援をしていくこととなります。私たちの場合はセルフケアマネジメントが基本となっているので、相談支援事業とセルフケアマネジメントの考え方をいかに昇華させていくかがこれからの課題となりそうです。

### ○守秘義務と報告義務について

改めて「守秘義務」について確認です。守秘義務とは、「職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らした場合、処罰されうる。」ということです。Aという利用者様で勤務したときに知り得た情報をBという利用者様に話すことは守秘義務違反になりえます。

また、不正や問題行為を発見した場合は管理者(私です)に報告する義務もあります。一見、守秘義務とは反対の行為にみえますが、守秘義務よりも管理者への報告が優先します。

8月になって暑い日が続いています。私のように体温調整に障害があるとこの暑さは厳しいです。利用者様が熱中症や疾病等により緊急対応をせざるをえなくなった場合、サービス提供責任者や下記にあるメールアドレスや緊急連絡先(携帯電話)に報告してください。

